

備 考

.....

.....

.....

.....

.....

**注意事項**

- 1 取引の関係者から請求があつたとき、又は重要事項説明のときは、本証を指示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 専業禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。